

第3章 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員活動を行っています。

1 生活保護の相談

	区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
相 談 件 数	生 活	198	203	133
	医 療	95	97	67
	合 計	293	300	200

2 家庭児童相談室

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図ることを目的としています。

相談内容及び推移

単位：件

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
性格・生活習慣		53	29	29
言語・知能		3	11	1
学校生活等	人間関係	48	24	15
	登校拒否	15	6	38
	その他	14	7	3
非 行		12	1	14
家族関係	虐待	243	151	284
	その他	56	43	126
環境福祉		426	439	890
心身障害		16	7	13
その他		126	19	16
合 計		1,012	737	1,429

環境福祉は、児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境等に関する相談又は指導。

3 要保護児童対策地域協議会

児童虐待など要保護児童について、児童問題にかかわる関係機関（県・市・民生児童委員・教育関係等）との連携を強化し、児童虐待等の防止対策を総合的に推進するため設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、組織形態を代表者会議・実務者会議・個別支援会議の3層構造とし、児童虐待防止ネットワークのきめの細かい情報の共有などの充実を図っています。

児童虐待に関する家庭児童相談室への年度別通報・相談件数

単位：件

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
通報・相談件数	243	151	284

第2節 援護措置の充実

1 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用

住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用

教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用

介護扶助 介護を受けるために必要な費用

医療扶助 病気の治療に必要な費用

出産扶助 出産のため必要な費用

生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用

葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

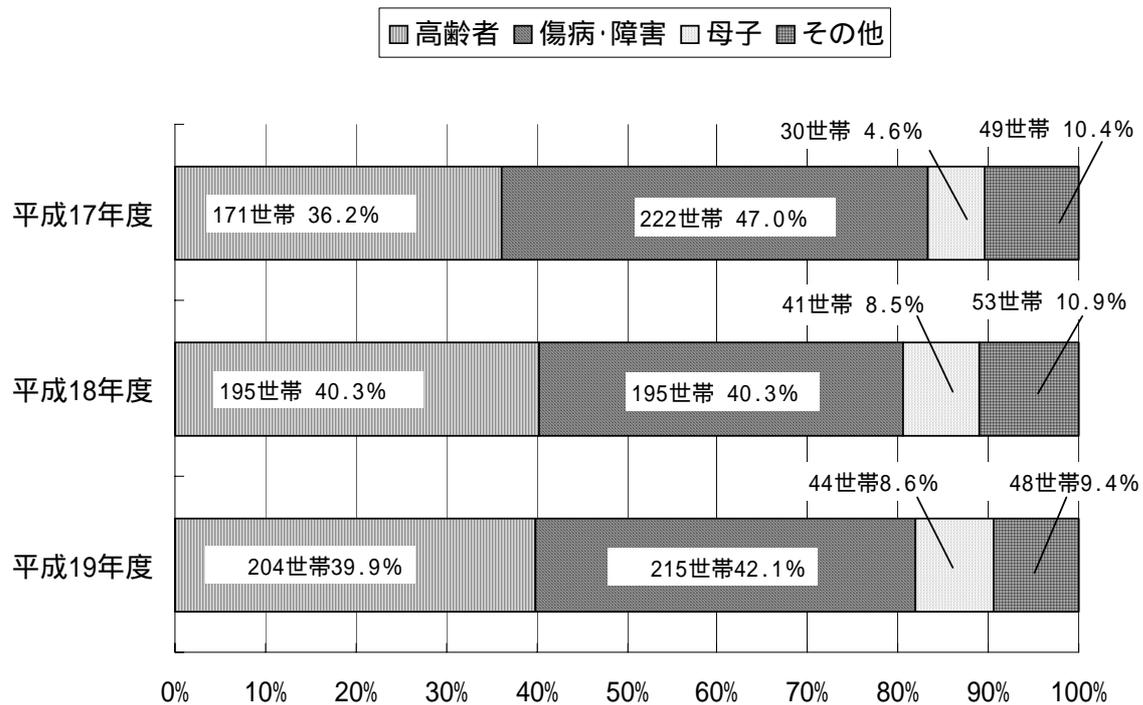
平成19年度における被保護世帯は511世帯、保護人員は741人で、人口1,000人当たりの被保護人員（保護率）は4.7‰となっています。

これを前年度と比較すると、世帯数で27世帯、人員で39人増加しています。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
被保護世帯	472	484	511
被保護人員	666	702	741
保護率(‰)	4.3	4.5	4.7

(3) 被保護者世帯の世帯類型別構成



被保護者の世帯類型別構成

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
高 齢 者	171	36.2	195	40.3	204	39.9
傷病・障害	222	47.0	195	40.3	215	42.1
母 子	30	6.4	41	8.5	44	8.6
そ の 他	49	10.4	53	10.9	48	9.4
合 計	472	100.0	484	100.0	511	100

(4) 生活保護費

平成19年度の生活保護費の総額は、12億9千万円で、このうち医療扶助費が48.5%を占め、次いで生活扶助費の30.7%となっています。

生活保護費の種類別構成の推移

区分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)
生活扶助費	6,382	346,536	27.9	7,578	398,067	30.4	7,739	396,155	30.7
住宅扶助費	5,968	180,815	14.5	7,156	215,466	16.4	7,355	214,336	16.6
教育扶助費	499	4,290	0.3	733	6,555	0.5	718	6,132	0.5
介護扶助費	635	33,413	2.7	627	24,515	1.9	742	27,643	2.1
医療扶助費	6,566	656,747	52.8	7,502	644,328	49.2	7,875	627,307	48.5
出産扶助費	0	0	0.0	2	170	0.0	0	0	0
生業扶助費	193	1,719	0.1	143	1,786	0.1	144	1,350	0.1
葬祭扶助費	9	2,461	0.2	8	2,944	0.2	23	3,662	0.3
施設事務費	116	17,275	1.4	115	17,106	1.3	105	15,405	1.2
計	20,368	1,243,256	100.0	23,864	1,310,937	100.0	24,701	1,291,990	100.0

(注) 各年度の決算額

(5) 保護の開始及び廃止

保護を開始した世帯は、前年度と比べて33世帯の減、人数では52人の減となっています。

一方、廃止になった世帯は、前年度と比べて46世帯の減、人数では61人の減となっています。

生活保護の年度別推移

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
申請件数		194	180	132
開始	世帯数	181	163	130
	人数	255	247	195
廃止	世帯数	115	149	103
	人数	157	207	146
却下件数(取り下げを含む)		13	17	4

2 生活一時資金貸付制度

低所得世帯に対し、生活一時資金を貸し付けることにより、世帯の経済的負担の軽減・生活の安定を図り、生活意欲の増進と自立助長に寄与するものです。

第3節 扶助制度の充実

母子家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童又は一定の障害を有している20歳未満の児童を監護している母又は養育者に支給します。

《手当の基準額・平成19年度(8月現在)・1人/1か月41,720円、2人/1か月46,720円、3人以上/1か月1人につき3,000円加算(全額支給の場合)》

児童扶養手当支給状況

区 分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)
児童1人	443	443	/	447	447	/	457	457	/
2人	213	426		217	434		215	430	
3人	58	174		61	183		57	171	
4人以上	6	26		4	17		8	39	
合 計	720	1,069	332,449,730	729	1,081	337,326,050	737	1097	338,581,890

2 流山市児童育成手当

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を2人以上(支給対象は第2子以降・1人/1か月4,000円)又は児童のうち18歳を迎えた4月1日以後、高等学校等に在学している児童を監護している母又は養育者に支給します。

流山市児童育成手当支給状況

区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳に達する日以後の最初の3月31日(基準日)までの間にある者及び障害の状態にある20歳未満のもの(第2子以降)	対象児童数(人)	402	364	390
	支給額(円)	17,660,000	18,116,000	18,044,000
基準日以降にある在学中の児童	対象児童数(人)	4	4	4
	支給額(円)	960,000	620,000	240,000

3 遺児等手当

15歳以下の児童で父又は母が死亡した場合等に支給します。

(12歳以下の者1人/1か月4,000円・13歳以上の者1人/1か月6,000円)

遺児等手当支給状況

区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
12歳以下の者	対象児童数(人)	45	46	50
	支給額(円)	2,352,000	2,204,000	2,356,000
13歳以上の者	対象児童数(人)	32	33	37
	支給額(円)	1,938,000	2,130,000	2,232,000
合計	対象児童数(人)	77	79	87
	支給額(円)	4,290,000	4,334,000	4,588,000

4 母子・寡婦福祉資金貸付制度

千葉県が実施主体の制度であり、母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で行っています。

貸付けの対象は、配偶者のいない女子で現に児童を扶養している女子（母子家庭の母）、配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたもの（寡婦）及び父母のいない児童です。

母子・寡婦福祉資金貸付実績

単位：千円

区分	平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度			
	母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学	3	4,392	0	0	1	1,020	2	3,000	00	0	0	0
就学支度	2	375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	4,767	0	0	1	1,020	2	3,000	0	0	0	0

5 母子家庭等医療費等助成制度

母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭に対し、医療費等を助成することにより、それらの家庭の経済的負担及び精神的不安の軽減を図り、もって母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進に資するものです。

母子家庭等医療費等助成状況

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
延受給世帯数	1,680	1,763	1,927
延件数（件）	8,878	9,369	10,527
助成額（円）	23,525,021	24,957,927	25,820,309

6 母子家庭就労促進費用助成制度

母子家庭の母の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を助成するものです。

平成 19 年度助成状況 2 件 62,560 円

第4節 その他の生活支援

1 特定疾病療養者見舞金制度

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

特定疾病療養者見舞金支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
対 象 者 (人)	1,100	1,215	1,326
支給金額 (千円)	44,000	48,600	53,040

2 災害見舞金制度

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合、災害を受けた被災世帯に、見舞金を支給します。

災 害 見 舞 金 支 給 状 況

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
全焼 (壊)	世帯数	7	0	7
	金額 (円)	200,000	0	180,000
半焼 (壊)	世帯数	1	2	1
	金額 (円)	10,000	20,000	20,000
床上浸水	世帯数	0	0	
	金額 (円)	0	0	
合 計	世帯数	8	2	8
	金額 (円)	210,000	20,000	200,000

3 被爆者健康管理見舞金制度

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
対象者(人)	89	86	87
支給額(円)	890,000	860,000	870,000

4 戦傷病者・戦没者遺族等への事業

(1) 戦傷病者の援護

戦傷病者特別援護法に基づいて、戦傷病者手帳を交付して戦傷病者の範囲を明確にするとともに療養の給付等の援護を国家補償の精神に基づき、実施しています。

ア 療養の給付

戦争による傷病又はこれと医学的に関係のある傷病について、療養の給付が受けられます。

イ 療養手当の支給

1年以上入院している方で傷病恩給等の年金を受けていない方に療養手当が支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている方が死亡した場合、その遺族に葬祭費が支給されます。

エ 補装具の支給及び修理

職業生活や日常生活の能率向上を図るため、盲人安全つえ、補聴器、義手、義足、車椅子等の補装具の支給及び修理が受けられます。

オ JRの鉄道及び連絡船の無賃扱い

障害の程度によって、本人及びその介護者について乗車券引換証が交付されます。

(2) 戦没者遺族等への援護

戦没者遺族の援護は、戦傷病者戦没者等遺族援護法に基づき、軍人及び軍属の遺族には公務扶助料等が支給されています。これ以外の恩給受給権のない軍属及び準軍属の遺族には遺族年金、遺族給与金及び弔慰金が支給されています。

このほか戦傷病者等の妻には特別給付金が支給されることがあります。

(3) 戦没者追悼式

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っています。

戦没者追悼式参列者

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
参列者数(人)	236	221	220

5 福祉まつり事業

児童・障害者・高齢者等とあらゆる市民の交流を通じて、市民の福祉に対する理解、意識の高揚及び活動を促進することを目的に実施しています。

福祉まつりの実施にあつたては、福祉関係団体はじめ、商工会、ボランティア団体等によって組織された実行委員会で運営されています。

また、平成7年度から市民まつりと合同で開催しています。

6 児童手当

(1) 児童手当

児童手当は、小学校修了前児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

ア 支給対象

小学校修了前の児童を養育している者。(所得が一定額未満であること。)

イ 支給額

(ア) 3歳未満の児童	一律	月額	10,000円
(イ) 3歳以上の児童	第1子・第2子	月額	5,000円
	第3子以降	月額	10,000円

(2) 特例給付

所得制限により児童手当を受けられない方で、一定の要件にある者を対象として支給しています。

ア 支給対象

(ア) 児童手当対象者と同じ。

(イ) 児童を養育している者本人が現在一定の年金に加入していること。

イ 支給額 児童手当と同じ

ウ 支給月及び支給方法 児童手当と同じ

平成19年度所得制限限度額

扶養親族数及び児童の数 (人)	児童手当所得額 (円)	特例給付所得額 (円)	扶養親族数及び児童の数 (人)	児童手当所得額 (円)	特例給付所得額 (円)
0	4,600,000	5,320,000	5	6,500,000	7,220,000
1	4,980,000	5,700,000	6	6,880,000	7,600,000
2	5,360,000	6,080,000	7	7,260,000	7,980,000
3	5,740,000	6,460,000	8	7,640,000	8,360,000
4	6,120,000	6,840,000			

児童手当・特例給付支給状況

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童手当	支給人数(人)	29,483	40,010	40,666
	支給額(円)	164,410,000	222,390,000	376,410,000
特例給付	支給人数(人)	8,635	1,245	1,797
	支給額(円)	47,070,000	7,065,000	16,730,000
小学校修了前 特例給付	支給人数(人)	70,019	103,884	113,411
	支給額(円)	385,600,000	568,575,000	619,820,000

平成17年度は小学校第3学年修了前特例給付

7 保育手当

保護者が労働または疾病のため、小学校3学年までの就学児童の保育を学童クラブに委託している場合、所得税・市民税額が一定額未満の世帯に支給しています。

保 育 手 当 支 給 状 況

区 分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	延世 帯数	延児 童数	支給額 (円)	延世 帯数	延児 童数	支給額 (円)	延世 帯数	延児 童数	支給額(円)
学童クラブ	140	160	2,793,080	119	123	2,164,600	160	180	3,059,500

8 特別児童扶養手当

重度又は中度の心身障害児(者)で20歳未満の方を育てている家庭に支給されます。対象者は、重・中度の障害児(20歳未満)を監護している父母、又は養育者(養育者については、父母に監護されない障害者(20歳未満)を同居養育し、生計を維持していること)。

手 当 の 内 容

支 給 額	1級(重度)障害児	月額 50,750 円
	2級(中度)障害児	月額 33,800 円
支 給 月	4月、8月、11月	
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み	
所得制限	受給者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。	

特別児童扶養手当支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
支給人数(人)	131	143	148

9 特別障害者手当

重度の重複障害などのため、在宅で常時介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。対象者は、年齢が20歳以上であり、身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。

手 当 の 内 容

支 給 額	月額 26,440 円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人及び義務扶養者等の所得により支給制限があります。

特別障害者手当支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
支給人数(人)	68	67	68 (停2名)

10 障害児福祉手当

重度の障害があるため、在宅で常時介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。対象者は、年齢20歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。

手 当 の 内 容

支給額	月額 14,380 円
支給月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	義務扶養者及び本人等の所得により支給制限があります。

障害児福祉手当支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
支給人数(人)	35	41	44

11 千葉県心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給 付 額

- ・年金(加入者が死亡又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給)
1人1口 月額 20,000 円
- ・弔慰金(加入者の生存中、障害者が死亡したとき)
加入期間に応じて、一時金が支給されます。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
加入者数(人)	66	63	63
年金受給者数(人)	28	31	32

生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については、減免又は緩和の制度があります。

12 流山市福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

(1) 手当の内容

ア 住民税額 22 万円以下

区 分		福 祉 手 当 の 額	
知的障害者	重 度	月額	8,650 円
	中 度	月額	7,900 円
	軽 度	月額	6,900 円
身体障害者	1、2 級	月額	6,900 円
	3 級	月額	5,900 円
ねたきり身体障害者		月額	8,650 円
精神障害者	1 級	月額	6,325 円
	2 級	月額	5,060 円
	3 級	月額	3,795 円

イ 住民税額 22 万円超 42 万円未満

区 分		福 祉 手 当 の 額	
知的障害者	重 度	月額	8,650 円
	中 度	月額	7,900 円 - 0.0395 × (住民税額 - 220,000 円)
	軽 度	月額	6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000 円)
身体障害者	1、2 級	月額	6,900 円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000 円)
	3 級	月額	5,900 円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000 円)
ねたきり身体障害者		月額	8,650 円
精神障害者	1 級	月額	6,325 円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000 円)
	2 級	月額	5,060 円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000 円)
	3 級	月額	3,795 円 - 0.018975 × (住民税額 - 220,000 円)

支給月	4月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
半額支給	介護保険サービス、自立支援給付、地域生活支援事業の一部等を利用した場合は、算定額の半額を支給します。
支給制限	住民税額 42 万円以上（重度知的障害、ねたきり身体障害者は除く）及び施設入所者は対象外。

(2) 流山市福祉手当支給状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
支給人数（人）	2,811	2,930	3,040